

## 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（※）であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

実施時期は2022年10月から2023年4月までの間となる。

## 75歳以上2割負担 22年10月から

### 予算閣僚折衝 自然増2200億円圧縮

2022年度予算編成をめぐる鈴木俊一財務相と後藤茂之厚生労働相の「閣僚折衝」が22日に行われ、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担（現行原則1割）に2割負担を導入する時期を、22年10月からとすることも決めました。「現役並み」とされた所得ですでに3割負担とされている人を除き、単身世帯で年収200万円以上、夫婦世帯で年収計320万円以上（ともに課税所得の要件あり）の約370万人が対象です。

年を重ねれば病気になりやすいのに、家計の苦しきで受診控え・健康悪化につながるのは必至です。一方、負担増によって22年10月からの半年で国費290億円を削減します。

診療報酬のマイナス改定や窓口2割負担の導入で生まれる財源を使って、高齢化などで当然増える社会保障費の伸び（自然増）の22年度見込み額6600億円を4400億円に圧縮することも決定。差額の2200億円が削減されます。9年間の安倍・菅政治で自然増分を約2兆円削り込んできた路線を継承・強化するものです。